

ASEAN各国における 知財裁判外争議解決

ジェトロ・バンコク事務所知的財産部
(資料作成:ATMDバード&バード法律事務所)

目次

1. ブルネイ
2. カンボジア
3. インドネシア
4. ラオス
5. マレーシア
6. ミャンマー
7. フィリピン
8. シンガポール
9. タイ
10. ベトナム

1. 知財裁判外争議解決 – ブルネイ

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 2009年仲裁令
- 2009年国際仲裁令

調停

- 調停に関する法規制は存在しない
- 調停は裁判外争議解決の手段として一般的には行われない

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しない
- 知財権利行使に関しては、そのほとんどがブルネイ経済開発庁("BEDB")や法務省("AGC")などの政府機関と裁判所によって処理される。

2.知財裁判外争議解決 – カンボジア

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 2006年カンボジア王国商事仲裁法
- 2006年カンボジア王国民事訴訟法

調停

- 調停に関する法規制は存在しない
- しかしながら、2006年カンボジア王国民事訴訟法は法廷に対して、争議当事者が調停を通じて争議解決を図るよう促すよう示唆している

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しない
- しかしながら、全ての知財規制関連省(商業省、鉱工業エネルギー省、文化芸術省)は寄せられた知財争議において調停の手助けを行っている

3.知財裁判外争議解決 – インドネシア

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 仲裁および裁判外争議解決に関する法律1999年第30号

調停

- 最高裁判所規則2008年第1号

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しないが、“BAM-HKI”という新たに設立された仲裁・調停機関が知財争議を取扱う。
- 特許、著作権、商標、工業意匠、半導体集積回路配置に関する民事案件の全ては、最初に商務裁判所にて取扱われる一方で、植物種および企業秘密に関する案件は地方裁判所にて取扱われる。

4.知財裁判外争議解決 – ラオス

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 2005年経済紛争解決に関する法律

調停

- 2005年経済紛争解決に関する法律

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題は行政または司法手続きを経て解決が求められる。
- 2008年知的財産法("IPL") では特に、(i) 調停、(ii)行政手続、(iii)経済紛争解決委員会、(iv)地方裁判所、および(v)その他国際争議解決制度による知財問題の解決方法について規定している。(第112-118条)

5.知財裁判外争議解決 – マレーシア

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 2005年仲裁法

調停

- 2012年調停法

(注:裁判所主導の調停または法律扶助機関による調停については適用されない。)

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しない
- 以前は民事知財案件は高等裁判所にて審理されていたが、2007年以降は新たに知財裁判所が設立されており、ここで民事および刑事の両案件が審理されている。

6.知財裁判外争議解決 – ミャンマー

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 1944年仲裁法
- 1939年仲裁法(議定書と協定)

調停

- 調停に関する規定は存在しない

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しない
- ミャンマーにおける知財に関する法律は、世界貿易機構(WTO)の義務のもと、最近になって開発されたもので、比較的新しい法律であり、2013年7月1日までに新しい知財法が公布される見込みである。

7.知財裁判外争議解決 – フィリピン

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 共和国法第9285号("2004年ADR法")
- 共和国法第876号 ("1953年法")

調停

- 民間調停は、アド・ホック調停(調停機関を利用しない)または調停機関による調停にかかわらず、共に2004年ADR法の規定が適用される。
- 法廷付属調停はフィリピン司法学会によるResolution A.M. No. 01-10-5-SC-PHILJA (2001年決議)とResolution A.M. No. 11-1-6-SC-PHILJA(2011年決議)によって規定されている。

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- フィリピン知的財産庁裁判外争議解決サービス("ADRS")によって仲裁および調停の両方による知財紛争の解決に向けてのサービスが提供されている。

8.知財裁判外争議解決 – シンガポール

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 仲裁法(2002年修正法案第10章)
- 国際仲裁法(2002年修正法案第143章)

調停

- コミュニティー仲裁センター法(1998年修正法案第49章) ("CMC Act")
(注:同法は家族問題、社会問題、地域紛争においてのみ適用される)

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 著作権審判所による手続
- 審理調停部による手続 ("HMG")
- 商標手続のためのWIPO調停オプション

9.知財裁判外争議解決 – タイ

- **裁判外争議解決に関する一般制度**

仲裁

- 2002年タイ仲裁法

調停

- 民事訴訟法
- 1994年紛争解決に至る調停に関する民事訴訟規則
(注:民事裁判所において取扱われる仲裁に関してのみ適用される)

- **知財問題の争議解決に関する特別制度**

- 中央知的財産および国際取引裁判所 ("IP & IT裁判所")において、知財および国際取引に関する全ての案件が審理される。
- 知的財産庁("DIP")においても、知財紛争に関する仲裁および調停手続きを提供している。

10.知財裁判外争議解決 – ベトナム

• 裁判外争議解決に関する一般制度

仲裁

- 2010年商事仲裁に関する法律
- 2008年民事判決の執行に関する法律
- 2004年民事訴訟法("2004年CPC")

調停

- 2004年民事訴訟法
- 1998年地域社会における調停の組織と運営に関する条例
(注:同条例は知財紛争には適応されない)

• 知財問題の争議解決に関する特別制度

- 知財問題に特化した争議解決制度は存在しない
- あらゆる地方機関と中央政府機関(科学技術監査委員会("BIOST")、科学技術環境庁("DoST"))が、知的財産の権利行使について管轄している。
- 知財紛争は通常、民事法廷または行政法廷に審理されている。

ジェトロ・バンコク事務所知的財産部

TEL : +66-2253-6441 ext.160

Email : bgk_ip@jetro.go.jp

ATMDバード&バード法律事務所

ATMD Bird & Bird LLP

2 Shenton Way

#18-01 SGX Centre 1

Singapore 068804

弁護士 コー・チャー・リン

Koh Chia Ling

tel: (+65) 6428 9847

chialing.koh@twobirds.com

日系顧客マネージャー 豊留まき子

Makiko Toyotome

tel: (+65) 6428 9451

makiko.toyotome@twobirds.com